

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成31年3月7日（木）午後1時10分から午後2時45分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）匠原成和，谷口宗男，中川直子，毛利嘉晃，藤井茂久，山倉明弘，

西川篤志，大島眞一

（事務局等）地裁 遠藤民事首席書記官，大國刑事首席書記官，荒谷事務局長，

小山総務課長，木村文書係長，吉岡文書係員

家裁 林事務局長

簡裁 松本課長，上西主任書記官

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

(1) 所長挨拶

(2) 委員長指名

地方裁判所委員会において大島眞一委員が委員長に指名された。

(3) 委員長代理指名

地方裁判所委員会において西川篤志委員が委員長代理に指名された。

(4) 前回テーマの事後報告

(5) 意見交換

テーマ「民事調停制度の利用促進のための方策」

（裁判所からテーマについての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

- 調停と聞くとすぐに離婚調停が思い浮ぶが，一般の方の認識としても，ちょっとした紛争の解決方法として調停があるという認識をあまり持っておられないのではないか。

また，裁判所等法律を扱う方は，何か紛争があるとそれをすぐ「事件」と呼ぶが，一般の方からするとちょっとした紛争でも「事件」と呼ばれるのは少し重く，それが裁判所の利用をしづらくしているのではないか。

裁判所が調停の利用を勧めていくのは，なかなか難しいが，市町村や消費生活センターへの働きかけ以外の方法としては，調停を説明するパンフレットの充実が一つの方法になるのではないか。

裁判では，「原告」，「被告」と呼ぶが，調停では「申立人」，「相手方」であり，生活の中での話合いの解決方法として調停があることを理解し，そしてそれをもっと具体的にイメージしてもらえるように，具体的なトラブル例や調停での解決例を載せるのがいいのではないか。

- 民事調停というのは敷居が高いイメージがある。商品の問題や詐欺等の問題があれば，消費生活センターに相談するということが思いつくので，消費生活センターへの相談件数が伸びているようなイメージを持っていたが，先ほどの説明で減少傾

向だと聞いて少し驚いている。

先ほどもパンフレットの指摘があったが、調停を申し立てる方の年代構成で、50代、60代の方が多くいる状況であるにもかかわらず、パンフレットに「詳しくはインターネットで」というのは不十分である。「詳しく知りたい方はこちらのお電話番号に」等の案内がある方がいいのではないかと。また、若い世代に対しては、もっとインターネットを利用してのアピールをする方がいいのではないかと。

また、一般市民の感覚としては、誰かに民事調停を紹介してもらえれば安心して利用できるのでは、消費生活センター等の相談窓口から紹介してもらった方がいいと思う。

- 弁護士も調停での解決が望ましい案件であれば積極的に調停を利用している。調停の申立件数が減っている原因としては、人口の減少と司法的な解決を求める風土になっていないのではないかと。

また、調停を利用しやすくするためには、調停の紛争解決能力を高めていく必要があるのではないかと。特に調停委員の紛争解決能力を高めていくことで、適切な解決案を示すことができるのであれば、早期解決、費用も安いということで利用しやすくなる。

- 人は自分にとって必要であったり関連する情報でないと覚えないので、問題を抱えた人が誰かから提案されると情報が入りやすい。そのように考えると、実現可能かという問題はありますが、裁判所で、もめ事相談の電話相談等を常時受け付けて、そこで提案する等がいいのではないかと。

利用してもらうためには、紛争を抱えて情報を必要としている人にいかにして「調停」という解決手段を届けることができるかという点が重要である。

調停というのは互譲の精神で解決するものであるが、素人的な考えでは互譲の精神で解決するというのであれば当事者同士ですればいい。それができないから裁判所を頼ることになるので、果たして民事調停にどのような価値があるのかという点が分かりづらい。また、判決等であれば裁判官の判断で、控訴審、上告審と争っていきけるものであるが、初めて紛争を抱え調停という選択をした場合に、調停委員から提案を受けて決断する時に、本当にそれが自分にとって良い解決方法であるのか、どんな調停委員が担当しても同じような解決方法が提案されるのかが分からないので、判断するのは難しいと思われる。

- 裁判所から出されているパンフレットは、あくまで制度周知のものであるので、様々な紛争を抱えた人に直接ここが相談窓口ですよと紹介するものになっていない。先ほどからの話にもあったが、市町村や消費生活センターにパンフレットを配布してもこのパンフレット自体にはどのような方に民事調停を紹介するのかという点の記載がないので、どのような方に民事調停を勧めしてほしいということを説明する必要がある。

広報という面では、制度周知を広報するのはなかなか難しいところがあるが、無料調停相談会等を利用して広報するのであれば、奈良県に相談があればリーフレット等を置いたり、奈良県のスマートフォンアプリ「ナラプラス」に掲載することも可能である。また、テレビやラジオ等の媒体を通じて広報することも良いのではないかと。

か。

- 広報の効果は目に見えるものではなく、自分が必要でないときには流されていくが、情報というのは何となしにインプットされているので地道な活動として継続的に行う必要がある。また、今の時代にはこれをすればいいというものはないので、様々な媒体を利用していくことが必要ではないか。

市町村や消費生活センターは、市民にとって身近な相談機関であるので、そのような相談機関から紹介してもらえるように連携を取ることが重要ではないか。

- 地域住民の視点からすると、裁判所では市町村役場へ説明に行っていると聞いたが、市町村役場から更に町内会の会長にも情報提供してもらえるようにした方がいいのではないか。なぜなら、町内でのもめごと等については町内会長に相談に行かれる市民の方が多いと聞くからである。

また、調停等を利用された方の精神的な負担は、調停が成立してもあると聞いているので、人生経験豊かな調停委員がそのようなことも意識して少しでも負担が減るように努力していることなどを広報することもいいのではないか。

- 公正証書と同じように強制力があるということを周知することもいいのではないか。

- どの相談窓口を利用するかという観点から見ると、例えば、市町村の相談窓口で借金のもめごとを解決したいがどこに相談したらいいのかという相談があった場合に、では民事調停を利用したらどうですかというように市町村で振り分けすることはできない。また、相談してきた方に弁護士会、裁判所、消費生活センターという相談機関があるので相談されてはどうかと複数紹介することもできない。要は、どこを紹介するかという明確な道筋がないので、市町村等に説明されても民事調停の増加に繋がらないのではないか。

- 相談に来られた方に、何かしら裁判所の手続を取ることが選択肢に入っているのであれば、裁判所を紹介して頂ければ裁判所で各種手続の説明をさせていただくことはできる。

- 弁護士会・消費生活センター・裁判所はそれぞれ組織が独立しているので、相談の明確な道筋を作ることは難しいが、これからの課題である。